

# 高知県教育委員会 会議録

令和元年8月定例委員会

場所：教育委員室

## (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和元年8月20日(火) 13:55

閉会 令和元年8月20日(火) 15:55

## (2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	平田 健一
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	木村 祐二
	教育委員	永野 隆史
欠席者	教育委員	森下 安子

## (3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	岡村 昭一(途中退席)
〃	教育次長	高岸 憲二
〃	教育次長	長岡 幹泰
〃	参事兼教育センター所長	北村 公良
〃	教育政策課長	菅谷 匠
〃	教職員・福利課長	国則 勝英
〃	教職員・福利課企画監	山脇 聡美
〃	学校安全対策課長	中平 文男
〃	幼保支援課長	戸田 京子
〃	小中学校課長	黒瀬 渡
〃	高等学校課長	竹崎 実
〃	高等学校課企画監	長岡 辰治(途中入室)
〃	特別支援教育課長	平石 勝久
〃	生涯学習課長	三觜 美香
〃	文化財課長	中平 貢正
〃	保健体育課長	前田 義朗
〃	人権教育課長	西内 清
〃	高等学校振興課課長補佐	原 貴
〃	教育政策課課長補佐	泉 千恵
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	三谷 玲子(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	小島 丈晴(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長 8月定例委員会を開催する。  
 教育次長（総括） （提案説明）  
 教育長 付議第6号は、個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いします。  
 各委員 全員挙手  
 教育長 それでは、付議第6号を非公開の取扱いとする。

【報告第1号 令和2年度高知県立高等学校及び県立特別支援学校高等部用教科書の採択について (高等学校課・特別支援教育課)】

○高等学校課長・特別支援教育課長 説明

○質疑

平田委員	採択する教科書について、県立学校から県教委に上がったということだが、県教委が各校の採択状況を見て、学校を指導するというようなことはあるのか。指導があるなら、どのような内容か教えてもらいたい。
事務局	学校から上がった教科書について、変更させたということはこれまでにない。ただし、採択理由を見たときに、理由として適切かどうかの疑義が生じた場合は学校に問い合わせ、しっかりしたものをあげてもらっている。教科書自体を変更させたということはない。
平田委員	学校設定科目が見られる資料はあるか。
事務局	本日の資料にはつけていないが、整理したものはある。
平田委員	大まかでよいが、何校でどれほどの学校設定科目があるか。
事務局	詳しい数字は今手元にないが、すべての学校で学校設定科目がある。教科書は目録以外から採用されることになるが、机上にも置いているが、例えば、「発進 数学Ⅰ」というものを活用したり、あとは学校独自にプリント等を作成したものをテキストとして使う場合もある。すべての学校で学校設定科目は設定されており、学校の特色を持たせるということで、独自の科目を置いている。
平田委員	質問させてもらったのは、山田高校がグローバル探究科になるので、どのような形で学校設定科目を置いているのか知りたかった。 大変科目数が多いので、県教委としてきちんとチェックしてもらいたいと思う。

事務局	ここにはないが、学校設定科目を把握する一覧表を作っている。学校設定科目として適切かどうかということも、学校にも問い合わせ確認している。
平田委員	そこは県教委として、管理と指導も含めてきちっとできているかを確認していってもらいたい。要望として言わせてもらった。
木村委員	遠隔教育をスムーズに行うため新しく採択したものはあるか。
事務局	遠隔教育の部分で選定しているところは今回はない。

【付議第1号 県立中学校教科用図書採択に関する議案

(小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

中橋委員	確認だが、中学校は来年また新学習指導要領に沿った教科書採択があるということだが、今年は現学習指導要領の採択について、同じ学校で同じ出版社の教科書をそのまま採択したいということによいか。 今回の教科書で、27年度時に採択したものと中身が変わっているところはあるのか。
事務局	変わっている部分については、いくつかある。前回の検討会でも説明したが、ノーベル賞受賞者が増えたことによる名前の追記や「性同一性障害」が「性自認」という言葉になるといったような簡単な修正である。その他大きく変わったということはない。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 高知県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択に関する議案

(特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

教育長	別紙5の色が変わっているところが、今年度新しく追加で採択することか。その個別の図書はどのように出てくるのか。
事務局	文部科学省から毎年一般図書の一覧をいただき、それに追加図書が出て

	いる。それに加えて各学校から希望する図書があれば出してもらっている。
永野委員	QRコードがついている教科書はどのようなものか。
事務局	特に白黒文字の反転であるとか、そういったことが容易にできるようになっている。 (現物確認)
教育長	QRコードがついているものは病弱特別支援学校で使用する教科書になるのか。
事務局	視覚障害の方のいる学校でも選んでもらっている。
教育長	東京書籍の「新しい算数4」を見ているが、割と細かいのであまり視覚障害のある方が使うような教科書には見えないが、これは小学校で普通に使われている教科書か。
事務局	東京書籍の教科書は、聴覚障害のろう学校でも使用している。病弱特別支援学校では日文の教科書を使用している。児童の実態によって幅はある。ろう学校では、写真や図などの配色の見やすさや生活に根ざした事柄を多く取り扱っており、抽象的な思考が苦手な聴覚障害のある子どもにとっても理解が深められる教材になっているということから、この教科書を使用している。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 令和2年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項に関する議案 (特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

中橋委員	(新旧対照表を見ると) 定員が減っているのではないかと前を前 回話したように思うが。
平田委員	そのことについての説明はなかったように思う。
永野委員	私もまだ少し理解ができていないところがある。24 ページの参考資料 で、江の口特別支援学校は、矢印のように第2次計画で本校はこうなると いうことは理解できたが、分校のR1、R2、R3の各学校への整備・統合をも

事務局	<p>う一度説明してもらいたい。</p> <p>分校については、本年度から高知若草特別支援学校国立高知病院分校がこれまでの肢体不自由部門に加えて病弱部門を持つようになった。</p> <p>来年度については、当分校は訪問教育を実施する。これまでは院内で施設にいる子どもだけを対象にした訪問教育と銘打っていた。実質は自分の学校の子どもたちを対象にずっとやってきたので、訪問教育という形ではなくて、ベッドサイド学習という形でも行えるということがあり、以前は定員3名としていたが、そのこと自体がどうかということもある。実際の国立高知病院の訪問生の数を見るとゼロということになるので、施設の子どもにはこれまで通り対応することができ、不利益にならない。ここに新たに3名をプラスすることはあまりにも実態に合わないということもあり、江の口特別支援学校の分も含め3名として、しっかりと対応するというようにしているの、定員は減っているということではない形にしている。</p>
教育長	<p>定員が減っているということだけではなく、高知市とその近隣の病院に向けての訪問ができるようになったということと言わなければならない。これまでできてなかった。国立病院分校の中にいる子どもだけに訪問という形で行っていたのが、高知市とその周辺の病院にいる子どもへの訪問教育ができるようになる。数だけ見ると定数が3減っているが、その分は全日制に移して、3名の定員は高知市とその周辺の病院に入院している子どもたちへの訪問教育ということになり、サービスは拡大するということがある。</p>
事務局	<p>説明が不十分で申し訳ない。今後は、これまで通えていなかった高知市の病院にはすべて対応できるようになる。</p>
中橋委員	<p>24 ページの R2 から「高知大学医学部附属病院分校が訪問教育を開始」とあるが、これは改正の中には反映されているのか。</p>
事務局	<p>医学部附属病院分校は小学部、中学部しかなく、今回幼稚部と高等部の取扱要項には反映されない。ただし、小学部、中学部についてもプラスアルファの形で江の口特別支援学校がなくなった分を医学部附属病院分校もカバーするようになっている。高知市内と近隣を広くカバーできるというメリットがある。</p>
中橋委員	<p>法的な根拠はどうか。</p>
事務局	<p>訪問教育実施の要綱がある。それを改正する流れになる。改めて小中学部と高等部で訪問教育実施要綱を出すということになる。</p>

永野委員	<p>ということは、また（小中学部について）教育委員会に提案があるか。</p>
事務局	<p>小中学部の実施要綱については、学校に周知をする形になる。これまでも教育委員会に付議したことはない。</p> <p>小中学部についても医学部附属病院分校が訪問教育を行うので、1校はなくなるが、2校でカバーしていく体制になる。</p>
平田委員	<p>要項上は3名となっているが、実際には0名だから、6名とは書かないということだが、前回説明を受けたときには、特別支援教育を充実させると言っているのに、実質は定員を絞り込んでいるのではないか、それはおかしいのではないかという意見が出たと思う。そして現実的に表だけを見ると3名に絞り込んでいるが、その3名減っていることと支援の充実がうまくマッチングしない。</p> <p>事務局の説明についても、県民にしっかり伝わるように説明しなければならない。先ほどの説明を聞くと、0名だから、3名空いているから大丈夫というように聞こえ、少し気がかりである。</p>
事務局	<p>人数が少ないからということではなく、しっかりと訪問の範囲を広げるというメリットを説明すべきだった。</p>
平田委員	<p>実質には充実するという事なので心配はしていないが、県民の方々に分かるようにしてもらいたい。</p>
教育長	<p>これまでのベッドサイドのものを訪問教育と言ってよかったのか。</p>
事務局	<p>重度でなかなか病棟から出られない、学校に来れない子どもがいるので、その対応として学校では前々から検討していた。病院へ先生が訪問して授業を行っている。一人だけでなく、複数いるので、そこへの教育対応と行うことで実施している。</p>
中橋委員	<p>これまでも訪問教育の部類には入っているということか。</p>
事務局	<p>国立高知病院分校については、国立高知病院の中にある施設のみを対象としており、実際の対応としては、訪問教育でなくベッドサイド学習としていた。</p>
教育長	<p>同じ病院の中で分校があるが、分校ではなく、ベッドサイドまで行くものを訪問教育としていて、そこに定員を3名としていた。</p>

事務局	それを見直す形になった。教場が変わっても、ベッドサイドでもできるということで、子どもの学習保障に取り組んできた経緯がある。
教育長	それはもう訪問教育とは言わないのか。これからは、高知市と周辺の別の病院に入院している子どもたちにきちっと訪問してやっていこうとなったということか。
事務局	そうである。
永野委員	定義が変わったということか。整理が必要になったため、これまではこうだったが、今後は整理して、実質のサービスは全く低下していないし、むしろ拡充するということがよいか。
事務局	そうである。
永野委員	それは教員定数の関係で会計検査院に指摘されて、それは訪問ではないと言われたのか、医学的な療法の進歩の中で、家庭に戻る人が少なくなり病院の中で治療が完結するようになったとか、いろいろな視点があるかどうか。
事務局	どこかに指摘されて変わったということではない。今病院に入院している子どもについては、医療面の進歩によりドクターの判断で週に3回とか2回ではなく、学習できる子どもが増えてきた。特に国立高知病院では、酸素吸入や経管栄養などが必要な障害の重い子どもが、病院内の施設に在所しており、感染症の心配があるため、学校に登校できない子どもも多い。そういった子どもについても教育的な対応をしている。
永野委員	これまではそういう風にやってきたが、しっかりと訪問教育を位置づけてやっていくということか。
事務局	施設生については、小学部、中学部でベッドサイド学習を行ってきたことを高等部でも継続して行っていくとともに、高知江の口特別支援学校に替わって国立高知病院分校が訪問教育を行っていくということである。
永野委員	以前も言ったが、総務委員会等で疑義が出ないようにしっかりと説明をしなければならない。数が減るということには、ご指摘があると思う。教育委員会がそれを認めたということになる。そうではないだろう。
教育長	分かりやすい説明をお願いしたい。

事務局	承知した。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 令和2年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動方針議案 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

中橋委員	(新旧対照表の)4の(5)にある「限られた時間の中で」という表現は「決められた時間の中で」ということではないか。
事務局	文部科学省の文書でも用いられている表現を使用している。時間感覚を持ってということになる。無制限に時間があるわけではなく、長時間勤務をいとわずにやっている現状があるので、決められた勤務時間内ということである。
中橋委員	一般的には就業時間が決まってい、それは限られているというよりは決まってい、その中で仕事をするというイメージなので、限られたというのは、何となくニュアンスが違う気がする。文部科学省がそういう表現をしているということか。
事務局	こういう表現を用いている。
教育長	おそらくまだ就業時間内に全部終わらせるというところまではいっていない。就業時間の中ですべて済ませるといふことになれば「決められた」ということになるのだろう。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案 (幼保支援課)】

○幼保支援課長 説明

○質疑

教育長	これは議会で専決するか。
事務局	その必要はない。告示のみである。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第6号 高知県いじめ問題調査委員会委員の解囑及び委囑議案 (人権教育課)】

○人権教育課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

※決定した委員は別紙のとおり

(5) 議決事項

付議第1号から第6号

原案どおり議決